

保高発0919第5号
令和元年9月19日

日本人間ドック学会 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

後期高齢者医療制度の健診において使用する質問票の変更に伴う電子的な標準様式等の仕様について

後期高齢者医療制度の運営については、平素より格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年度以降の後期高齢者医療制度の健診において使用する「後期高齢者の質問票」に関し「後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更について」（令和元年9月19日付け保高発0919第3号）を発出しご協力をお願いしたところです。

当該「後期高齢者の質問票」の変更に伴う、「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（平成30年度以降実施分）」の変更箇所について、別紙のとおり、お知らせします。

つきましては、「後期高齢者の質問票」の活用開始に合わせ、健診実施機関等において、健診に係るシステム改修等のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「後期高齢者の質問票」を活用した事業展開など、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の本格実施が令和2年度より施行されることも踏まえ、可能な限り令和2年度の健診実施にあわせてシステム改修が完了できるようご協力をお願いいたします。

なお、個別の事情により、システム改修が令和2年4月の活用開始に間に合わない場合は、紙媒体などの方法による結果報告も認められますので、できるだけ速やかに委託元の自治体にご連絡いただきその方法についてご相談いただきますようお願いいたします。

加えて、各都道府県及び各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局に対しては、別紙（写）のとおり発出していますので、申し添えます。

つきましては、貴会会員の皆様への御周知方、特段の御配慮を頂きますようお願い申し上げます。

別紙 1

「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（平成 30 年度以降実施分）」 <<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>>>の変更箇所について

1. 変更箇所

表 1 修正箇所

資料 No.	資料名	変更有無	
		健診・保健指導 機関等 →医療保険者	医療保険者 →支払基金
0	正誤表	無	
1(1)	特定健診・特定保健指導 交換用基本情報ファイル仕様説明書	無	無
1(2)	特定健診・特定保健指導 交換用基本情報ファイル仕様説明書 XML スキーマファイル	無	無
2(1)	特定健診・特定保健指導 決済情報集計ファイル仕様説明書	無	—
2(2)	特定健診・特定保健指導 決済情報集計ファイル仕様説明書 XML スキーマファイル	無	—
2(3)	特定健診・特定保健指導 集計情報ファイル仕様説明書	—	無
2(4)	特定健診・特定保健指導 集計情報ファイル仕様説明書 XML スキーマファイル	—	無
3(1)	特定健診情報ファイル仕様説明書	無	無
3(2)	特定健診情報ファイル仕様説明書 XML スキーマファイル	無	※
4(1)	特定健診決済情報ファイル仕様説明書	無	—
4(2)	特定健診決済情報ファイル仕様説明書 XML スキーマファイル	無	—
5(1)	特定保健指導情報ファイル仕様説明書	無	無
5(2)	特定保健指導情報ファイル仕様説明書 XML スキーマファイル	無	※
6(1)	特定保健指導決済情報ファイル仕様説明書	無	—
6(2)	特定保健指導決済情報ファイル仕様説明書 XML スキーマファイル	無	—
7(1)	共通 XML スキーマファイル説明書	無	無
7(2)	共通 XML スキーマファイル ファイル 1	無	※
7(3)	共通 XML スキーマファイル ファイル 2	無	※
7(4)	共通 XML スキーマファイル ファイル 3	無	※
7(5)	共通 XML スキーマファイル ファイル 4	無	※
7(6)	共通 XML スキーマファイル ファイル 5	無	※
8(1)	特定健診・特定保健指導のデータファイル送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	無	—
8(2)	提出用データアーカイブ仕様	—	無
付属 1	OID(オブジェクト ID) 表	有	※
付属 2	XML 用特定健診項目情報	有	※
付属 3	XML 用特定保健指導項目情報	無	※
付属 4	各 XML スキーマ・仕様説明書とデータファイル概念図との対応関係図	無	—
参考	メタボリックシンドローム判定・保健指導レベル判定のロジック	無	—

※ 医療保険者への提出用と同一

2. 変更内容（反映箇所）

（1）付属1 OID(オブジェクトID) 表

表「特定健診・特定保健指導の電子的標準様式に使用するOID表」に、後期質問票の項目のOIDを追加する。

別添1参照

（2）付属2 XML用特定健診項目情報（CSVファイル／PDFファイル）

表「XML用特定健診項目情報」に、後期質問票項目のJLAC10コードを追加する。

別添2参照

別紙 2

(写)

保高発0919第 2 号

令和元年 9 月 19 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）御中
都道府県後期高齢者医療広域連合

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

後期高齢者医療制度の健診において使用する質問票の変更に伴う電子的な標準様式等の仕様について

後期高齢者医療制度の運営については、平素より格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年度以降の後期高齢者医療制度の健診において使用する「後期高齢者の質問票」に関し「後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更について」（令和元年 9 月 19 日付け保高発0919第 1 号）を发出しご協力をお願いしたところである。

当該「後期高齢者の質問票」の活用開始に合わせ、健診実施機関等において、健診に係るシステム改修等の対応が必要であり、「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（平成30年度以降実施分）」の変更箇所について、別紙のとおり、お知らせする。

については、「後期高齢者の質問票」を活用した事業展開など、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の本格実施が令和 2 年度より施行されることも踏まえ、貴管下関係団体及び市町村等関係者に周知を図り、可能な限り令和 2 年度の健診実施にあわせてシステム改修が完了できるよう要請していただきたい。

なお、個別の事情により、健診実施機関及び地域医師会のシステム改修が令和 2 年 4 月の活用開始に間に合わない場合は、紙媒体などの方法により健診実施機関等から委託元への結果報告となり、委託元等において、別途入力作業が発生することが想定される。この場合、委託元等に対する支援については、別途検討の上、通知する。